

第35号議案

2025年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（2024年度実績）について

2025年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（2024年度実績）について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和7年11月18日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、一宮市教育委員会事務点検評価報告を行うため、本案を提出します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(事務の委任等)

- 第25条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

2025年度
一宮市教育委員会事務点検評価報告書
(2024年度実績)

2025年12月
一宮市教育委員会

は　じ　め　に

本市教育委員会では、第7次一宮市総合計画で定めている都市将来像「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現に向け、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」を目指し、それぞれ具体的な事務事業に取り組んでいます。

これらの事務事業を推進するに当たり、各事務事業が効果的に行われているか、効率的に実施されているかなど随時点検評価していくことが必要であると考えます。加えて、2007年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、2008年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなりました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

こうしたことから、本市教育委員会では、今後の課題や取組みの方向性を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される教育委員会を推進するため、昨年度と同様に、2024年度に実施した事業について、学識経験者から意見をいただきながら、点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

今後とも、第7次一宮市総合計画に掲げましたまちづくりの実現に向け、こうした点検及び評価の結果を教育行政の充実推進に活かしてまいりたいと存じますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2025年12月

一宮市教育委員会

< 目次 >

I	点検・評価制度の概要	頁
1	経緯 1
2	目的 1
3	学識経験者の知見の活用 1
4	選定事業及び点検・評価 1
5	本報告書について 2
II	点検・評価の結果	
N0.	評価対象事業名	担当課名 頁
1	英会話指導講師・英語指導講師派遣事業	学校教育課 3
2	学校運営協議会の充実事業	学校教育課 4
3	不登校対策推進事業	学校教育課 5
4	一宮市スクールカウンセラー配置事業	学校教育課 6
5	特別支援協力員配置事業	学校教育課 7
6	サポートルーム設置事業	学校教育課 8
7	学校図書館司書派遣事業	学校教育課 9
8	学校施設環境改善事業（共同調理場分）	学校給食課 10
9	学校給食事業	学校給食課 12
10	子育て支援ネットワーク事業	生涯学習課 13
11	成人講座事業	生涯学習課 14
12	民俗芸能発表会事業	生涯学習課 15
13	学校施設環境改善事業（小中学校分）	総務課 16
	まとめ 19
III	参考資料	
1	一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱 19

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

2006年12月の教育基本法の改正及び2007年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、2007年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、2008年4月から施行されました。今般、地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものです。

2 目的

事務の点検・評価は、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすこととする目的としています。

3 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会事務局が点検・評価（自己評価）を行い、その結果について評価員会議を開催（2回）し、3名の学識経験者に意見をいただきました。

◎ 学識経験者

- ・修文大学短期大学部 教授 有働 真太郎
- ・堀山女学園大学 教授 虎岩 朋加
- ・修文大学 准教授 佐々木 政司

◎ 評価員会議

- ・第1回評価員会議：2025年 8月
各課選定事業について説明
- ・第2回評価員会議：2025年10月
各課選定事業の外部評価実施

4 選定事業及び点検・評価

点検・評価の対象事業は、前年度である2024年度の事業とし、その対象範囲は、一宮市教育委員会の権限に属する諸事業のうち、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」等を構成する50事業の中から、各課で選定した13重点事業について点検・評価を実施しました。

事業の点検・評価に当たっては、まず各課が事業点検・評価（自己評価）を行い、その後、評価等の客観性を確保するため、評価員会議において、学識経験を有する者が、対象事業の評価（外部評価）を行いました。

◎ 点検・評価の結果の構成は、次のとおりです。

- ・教育委員会による点検・評価（自己評価）
 - <事業の目的>
 - <取組状況（前年度数値）>
 - <事業の変更点・事務の改善点>
 - <実績評価（妥当性・有効性・効率性）>
 - <今後の課題・取組みの方向性>
- ・学識経験者による評価（外部評価）
 - <評価員評価>

5 本報告書について

この報告書は、市議会へ提出するとともに、ウェブサイトで公表します。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の結果

事業ごとの結果は、次のとおりです。

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」				
No.	事業名	課名		
1	英会話指導講師・英語指導講師派遣事業	学校教育課		
事業の目的				
英会話指導講師・英語指導講師(ALT)を全小中学校に派遣することで、小学校低学年から中学校卒業まで英語に慣れ親しみ、社会の国際化に対応できる児童生徒の育成を図ります。				
取組状況(前年度数値)				
<p>ALTを民間の派遣会社に委託し事業を実施しています。</p> <p>小学校1・2年生及び3・4年生は「外国語活動」、5・6年生は「外国語科」における英会話の指導及び授業の支援を行っています。さらに、授業以外での国際交流教育に関する支援、補助教材の準備などを行っています。中学校では英語教科担任とのチームティーチングによる英語の授業を展開しています。英語指導講師のネイティブな英語を充分活用し、生徒が英語によるコミュニケーションの楽しさを体験できる授業を展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校:英会話指導講師17人が全42校を巡回 1・2年生 年6回(6回)、3~6年生 年17回(17回) ※回数はすべて1学級あたり ○中学校:英語指導講師8人が全19校を巡回 1年生 年23回(23回)、2年生 年15回(15回)、3年生 年7回(7回) ※回数はすべて1学級あたり <p>決算額 68,717千円(64,196千円)</p>				
事業の変更点・事務の改善点				
学級担任や英語担当教員とALTとの打ち合わせ時間を確保することで、それぞれの専門性や得意分野を生かして指導にあたるようにしました。				
実績評価				
ALTによる指導により、児童生徒の学習意欲とオーラルコミュニケーション能力が高まり、英語教育と国際理解教育の充実が図されました。				
妥当性	2020年度から小学校で英語が教科化され、グローバル化した現在の世の中を生き抜くために、コミュニケーションツールとしての英語が求められています。			
有効性	ネイティブな英語を児童生徒に伝えるために、外国語を母国語とするALTの存在は、児童生徒の英語の発音や国際理解教育の充実に繋がります。			
効率性	本事業を小学校の早期から継続することにより、コミュニケーション力の効率的な習得に役立っています。			
今後の課題・取組みの方針				
学級担任や英語担当教員とALTとの連携をさらに強化し、授業におけるパフォーマンス評価の仕方や指導法の研究を進めていきます。また、児童生徒がネイティブスピーカーと接することによってコミュニケーション能力の向上を図り、英語を活用できる児童生徒を育成していきます。				
評価員評価				
グローバル化が進み、多文化共生が当たり前となる社会を生きる児童生徒にとって、小学校の低学年からALTによる生きた英語に触れさせることは、英語に慣れ親しみ、様々な相手と意思疎通を図る力を高める上で重要である。今後も事業を継続し、児童生徒が英語でのコミュニケーション能力や、他国の文化を理解し尊重する力を育むことが期待される。一方で現在の小学校では、専門免許を持つ教科担任や専科教員による指導が導入されつつあり、ALTと教員との連携のあり方や、それぞれの専門性を最大限に活かすより効果的な事業の進め方について、今後の研究・検討を深めていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事業名	課名		
2	学校運営協議会の充実事業	学校教育課		
事業の目的				
小中学校が連携し、その地域の保護者の協力のもと、学校運営を行うことにより、家庭・地域・学校がその教育力を高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指します。				
取組状況（前年度数値）				
2013年度に全小中学校61校が学校運営協議会を設置して以降、全ての小中学校が継続して学校運営協議会を設置しています。				
<p>○学校運営協議会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び保護者の学校運営への参画 ・地域住民及び保護者による学校運営への支援・協力を促進 ・学校運営方針等の承認 <p>○組織（教員は除く）</p> <p>　小学校区 330人(332人) 中学校区 150人(151人) 計 480人(483人)</p> <p>○実施回数 389回(398回)</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校9年間を見通した教育目標及び学校経営方針の承認 ・今日的な教育課題の解決または改善に向けた地域としての学校支援方針の確認 				
決算額 5,874千円(5,900千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
広く委員を募るため、比較的任期が長い委員の交代を進めたほか、地域住民及び保護者からの教育活動に対する意見をもとに議論が活発になるよう、教頭会議等において研修を実施しました。				
実績評価				
教育DXをはじめとした今日的な教育課題の解決に取り組むことができるようになったほか、協議会全体の議論が活性化しました。また、地域住民及び保護者の協力を得た新しい学校行事の在り方や、部活動をはじめとした地域における子どもたちの受け皿についても、具体的な取組が始まりました。				
妥当性	家庭、地域、学校が一体となって子どもたちを育てていくために、学校運営協議会は重要な役割を果たしています。			
有効性	学校運営協議会の取組を学校ウェブページや地域向け広報誌を通じて発信することにより、地域を担う人材の育成や学校を核とした地域づくりに繋がっています。			
効率性	小中学校合同での会議実施や部会別会議の設定などにより、委員の負担を減らしつつ、少ない開催回数で議論を深めることができます。			
今後の課題・取組みの方針				
シン学校プロジェクト(校舎の改築等)、部活動地域移行をはじめとした教育関係事業には、これまで以上に地域と学校が協力して取り組んでいく必要があります。地域と学校をつなぐ核となる学校運営協議会が議論をリードし、子どもたちの豊かな学びと育ちを目指します。また、今日的な課題に関する議論をリードできる地域人材の発掘に取り組むなど、広く委員を募っていきます。				
評価員評価				
少子化や人口の移動により地域の姿が大きく変化する中で、学校と地域住民、保護者が、教育目標やビジョンを共有し「地域とともに特色ある学校づくり」を進めることは大変重要であり、その中核として学校運営協議会の機能発揮が求められる。議論されるテーマや課題、構成メンバーである委員の固定化など、形骸化しがちな点にしっかりと目を向け、各協議会における課題を明確にし、改善策を講じる場を設けるなど、より積極的・効果的に運用していく方策を立てていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事業名	課名		
3	不登校対策推進事業	学校教育課		
事業の目的				
不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援や、不登校傾向にある児童生徒に対する理解とその対応についての実践的な研究を進めます。				
取組状況（前年度数値）				
本市の小中学校における不登校児童生徒の発生率は、愛知県や全国を上回る値で推移しており、本事業は喫緊の課題となっています。不登校対策協議会や不登校対策推進委員会、また各学校の不登校対策主任が推進役となり、不登校傾向にある児童生徒に対する理解とその対応についての実践的研究を進めるとともに、不登校を未然に防止する取組を進めています。				
<input type="radio"/> 不登校対策協議会 : 委員10人 年間 1回(1回) <input type="radio"/> 不登校対策推進委員会 : 委員12人 年間 4回(4回) <input type="radio"/> 不登校対策主任者会議 : 各校対策主任61人 年間 2回(2回) <input type="radio"/> 夏季不登校対策研修会 : 5年経験者+希望者79人、委員12人 年間 1回(1回) <input type="radio"/> 校務主任者会議 : 各校校務主任61人 年間 1回(1回) 決算額 162千円(157千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
不登校対策推進委員会の事前検討をオンラインで行うことで、効率的に検討を行うことができるようになりました。また、不登校対策推進委員会が作成した、担任や不登校対策主任向けの不登校児童生徒支援に関するマニュアルを改訂しました。				
実績評価				
不登校対策主任者会議では事例を用いた研修、夏季不登校対策研修会では事例検討に加え、不登校経験者のインタビュー動画の視聴、校務主任者会議では不登校傾向にある児童生徒の理解とその対応についての研修を実施しました。また、近年の不登校児童生徒支援に関する考え方を踏まえ、担任や不登校対策主任向けのマニュアルやチェックシートを改訂し、各校で活用しました。				
妥当性	本市の不登校児童生徒の発生率は、愛知県や全国よりも高く推移しており、教員の支援力を高めるとともに、不登校を未然に防止するために必要な事業です。			
有効性	本市の不登校児童生徒の発生率は依然高いため、研修会を実施するとともに、不登校対策推進委員会が作成したマニュアルやチェックシートを用いて定期的に支援の確認をしています。			
効率性	不登校対策にかかる会議や研修会の役割を明確にすることで、会議や研修等の効率的な準備及び進行に努めています。			
今後の課題・取組みの方針				
不登校児童生徒への適切な支援や不登校傾向にある児童生徒の理解のために、教員の支援力向上のための研修や多職種連携の必要性はますます大きくなっています。各種研修会での研修内容の充実を図るとともに、多職種との連携を充実させることにより、教員の不登校対策への意識をいっそう高めるとともに、児童生徒への支援力向上に努めています。また、校内適応指導教室やサポートルームの設置拡大はもちろん、目的や支援内容等の見直しを行ったり、教育支援センターの体験・交流活動の内容を検討したりして、不登校や不登校傾向にある児童生徒を支えていきます。				
評価員評価				
不登校や不登校傾向にある児童生徒への適切な支援は、誰一人取り残されない学びの保障のために重要なである。本事業の目的「社会的自立に向けた支援」を実効性のあるものとするため、教育支援センター やサポートルームの設置を拡大し、その機能の充実を図っていただきたい。また、児童生徒に関わる他の職種（福祉、医療、労働等）や、児童生徒の生活基盤である地域社会との連携を推進していただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事 業 名	課 名		
4	一宮市スクールカウンセラー配置事業	学校教育課		
事 業 の 目 的				
いじめや不登校、虐待等、子どもたちや保護者が抱えるさまざまな問題に対し、スクールカウンセラーが専門的な立場から支援することにより、その解決又は改善を図ります。				
取 組 状 況 (前 年 度 数 値)				
愛知県が市にスクールカウンセラーを派遣する事業を行っており、全中学校区に対し計 21 人を配置しています。しかし、児童生徒や保護者からのカウンセリングの需要が多く、中学校区に 1 人又は 2 人の県スクールカウンセラーによる対応では限界があるため、市独自で 7 人のスクールカウンセラーを配置(巡回)し、継続的な面談が可能となる体制を整えています。				
<p>○市スクールカウンセラー配置数 臨床心理士 7 人(6 人) 合計相談時間数 1,982 時間(1,980 時間)</p> <p>○巡回実績 小学校 : 17 校(※市と県のスクールカウンセラーを合わせて、全 42 校でカウンセリングを実施) 中学校 : 19 校 面接相談人数(児童生徒及び保護者) 535 人(534 人) 面接相談の内訳 不登校 456 件(406 件) 発達の課題 164 件(209 件) ほか ※重複あり</p>				
決算額 10,901 千円(10,918 千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
新任のカウンセラーを 1 人増員し、ベテランカウンセラーの指導の下でカウンセリングを実施できる体制を整え、子どもたちや保護者が安心してカウンセリングを受けられるようにしました。				
実 績 評 価				
継続した面談が可能になる体制を整えることにより、子どもたちや保護者が安心感を得られ、カウンセリングの再申込率が約 78% となるなど高いニーズに応えることができました。				
妥当性	予算の執行率は 99.8% と高く、カウンセリングの希望数に対しカウンセラーの巡回時間数が不足するなど、事業に対する子どもたちや保護者からの高いニーズがあります。			
有効性	不登校の子どもたちが増える中で子どもたちや保護者への支援体制構築は喫緊の課題となつており、特に心理の専門家による支援は国の基本方針とも合致します。			
効率性	報償費は県が示す水準と同じです。また突発的な需要に対しては市カウンセラーの配置変更のみで対応できるため、追加予算が不要で、効率的な運用が図られています。			
今 後 の 課 題 ・ 取 組 み の 方 向 性				
県スクールカウンセラーを含め現在は中学校に対してカウンセラーを重点的に配置しているが、不登校に悩む小学校高学年の子どもたちや発達の課題を抱える小学校低学年の保護者からのカウンセリング希望が増加しています。これらに柔軟に対応するよう、今後は小学校への巡回時間数を増やすなど、ニーズに合った体制に変えていきます。				
評 価 員 評 価				
本事業は、不安定な状況にある児童生徒や保護者に対し、専門的な知見によるカウンセリングを提供することで、大きな安心をもたらしている。不登校、いじめ、発達上の課題など、現代の子どもたちが抱える心の問題は複雑であり、低年齢化・多様化が進んでいる。心の不調の背景にある家庭・地域・社会状況も視野に入れつつ、今後もニーズに即応する形での支援体制の充実に努めていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事 業 名	課 名		
5	特別支援協力員配置事業	学校教育課		
事 業 の 目 的				
発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒のうち、担任一人では指導が困難であると思われる児童生徒に対して、担任の補助的な支援を行い、一人一人を大切にしたきめ細かな指導をします。				
取 組 状 況 (前 年 度 数 値)				
市内全小学校と一部の中学校に協力員を派遣し、通常学級や特別支援学級における発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への補助的な支援を行いました。特別な支援を必要とする児童生徒の実態調査を参考にして、特別支援協力員を複数配置しました。また、特別支援協力員の力量向上のために研修会を実施しました。				
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援協力員数 小学校 110 人(105 人) 中学校 1 人(2 人) ○特別支援協力員複数配置校 41 校(40 校) ○研修会 年間 4 回(年間 4 回) 				
決算額 104,297 千円(96,976 千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
特別な支援を必要とする児童生徒の実態調査から、協力員の複数配置校を増やしました。また、障害の重い児童生徒も安心安全に学校生活を送ることができるよう、協力員を増員しました。				
実 績 評 価				
特別支援協力員の派遣により、特別な支援を必要とする児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができます。特別な支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うことで、本人も他の児童生徒も円滑に学校生活を送ることができるようになってきました。				
妥当性	特別な支援を必要とする児童生徒数が年々増加していることに加え、特別支援学校への就学が望ましい児童が小学校に就学するケースもあり、高い教育的ニーズがあります。			
有効性	特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、他の児童生徒も落ち着いて学習することができ、双方への適切な支援に繋がります。			
効率性	個別の支援による早期対応から二次的課題の予防となり、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができ、担任の負担軽減にも繋がります。			
今 後 の 課 題 ・ 取 組み の 方 向 性				
特別支援協力員を複数配置する小学校を増やすとともに、3 人配置する学校を新設することで特別な支援を必要とする児童生徒への支援をさらに進めています。また、学級担任と協力員との連携を密にし、協力員の力量向上のために研修会の内容を充実させることにより、特別支援協力員を有効に活用できるように努めています。				
評 価 員 評 価				
特別支援協力員派遣事業は、誰もが豊かで充実した学校生活を送ることを目的とし、特別な支援を必要とする児童生徒はもとより、ともに学校で生活し学ぶ児童生徒らにとって重要な事業である。今後も、支援を必要とする学校に対し、適切な専門性を持った協力員が必要数配置できるよう努めていただきたい。また、派遣された協力員が、現場でより効果的な支援を提供できるよう、協力員の研修にも努めていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事 業 名	課 名		
6	サポートルーム設置事業	学校教育課		
事 業 の 目 的				
不登校の生徒及び不登校傾向の生徒、何らかの課題を抱えていて通常の学級に入れない状態にある生徒の居場所づくりと、社会的な自立に向けた支援を目的とするため、中学校にサポートルームを設置し、不登校等生徒への学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等生徒の社会的自立に向けた支援を行います。				
取 組 状 況 (前 年 度 数 値)				
全国的に不登校児童生徒の割合が増加している状況を受け、2022年度から、市内の中学校にサポートルームを設置し、不登校対策に取り組んでいます。サポートルームでは、専属の支援員を配置し、個に応じた支援に取り組んでいます。 ○サポートルーム設置校：中学校 7校(5校) 設置数 2022年度 3校、2023年度 2校 ○サポートルーム担当者会：各校担当者 7人 年間 1回(0回) 決算額 8,985 千円(7,426 千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
2024年度に新たに2校にサポートルームを設置し、計7校となりました。現在、市内全中学校への設置を目指して整備を進めています。また、各校でよりよい支援が実施できるよう、サポートルーム担当者会を開催し、市内のサポートルームに関する情報交換を行いました。サポートルームでは、学習面の支援として教室の授業をオンラインで受講できる環境を整備するとともに、さまざまな交流活動を通じて生徒の居場所づくりを図っています。				
実 績 評 価				
サポートルームを設置することで、まったく登校できなかった生徒が登校することができるようになるなど、教室に入ることができない生徒にとって、安心して生活することができる居場所となりました。また、不登校の未然防止としての役割も大きく、サポートルームを利用しながら継続して登校することで、生活リズムを崩さずに学校生活を送ることができました。				
妥当性	不登校児童生徒数が全国的に増加する中、学校内に生徒が安心して過ごせる居場所を確保することは、喫緊の課題であり、文部科学省の「COCOLOプラン」とも合致しており、国の不登校対策の方向性に沿った施策です。			
有効性	サポートルームの設置により、生徒の登校意欲が向上し、不登校生徒数の減少に繋がっています。また、オンライン授業や交流活動の提供により、個々のニーズに応じた学びの機会が保障され、生徒の社会的な自立に向けた取組を行うことができます。			
効率性	空き教室等を活用することで、新たな施設整備にかかる初期投資を抑制しています。また、専属の支援員を配置することで、一部の教職員へ負担が偏ることなく、効果的かつ効率的な支援体制を構築しています。			
今 後 の 課 題 ・ 取 組 み の 方 向 性				
現在、サポートルームが未設置の中学校があり、学校によって不登校生徒への支援内容に差があるため、早期に市内全中学校への設置を進めます。また、生徒の興味・関心に応じた多様な学びの選択肢を広げるため、個別の支援計画を作成するなど、支援方法を検討していきます。さらに、教職員全体でサポートルームの理念を共有し、組織的な不登校支援体制を強化するとともに、サポートルームが教室復帰を前提としない成長の場として機能し、全ての生徒の学びと社会的自立を個別に支援していきます。				
評 価 員 評 価				
不登校及び不登校傾向にある生徒に適切な居場所を確保することは、生徒の健全な成長と学習権の保障のために重要である。支援の機会を確保するため、中学校におけるサポートルームの全校設置が望まれる。同時に、質の高い支援を提供するため、専属の支援員の人的配置の充実を含めた体制強化が不可欠である。サポートルームでの生活指導や学習内容について、通常の学級での教育と同様に、中学校の3年間を見通した系統的な計画を策定する必要がある。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

No.	事業名	課名		
7	学校図書館司書派遣事業	学校教育課		
事業の目的				
子どもにとって魅力的な学校図書館づくりを目標に、司書を派遣して学校図書館の環境整備と充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進します。				
取組状況（前年度数値）				
小学校は1日あたり5時間で週3日、中学校は1日あたり4時間で週2日、全小中学校に派遣司書を配置し、図書館教育及び読書指導の推進を図っています。				
<p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の整備:本の選定、蔵書整理、本の修理・点検、図書館等の環境整備 ・図書館運営:本の貸出・返却、児童生徒の貸出カードのデータ管理、貸出状況の把握 ・読書指導:図書館利用の仕方、読書週間でのイベント開催「読書ゆうびん」、「本の紹介コーナー」、「読み聞かせ」、「ストーリーテリング（語り）」等 ・情報活用教育の推進:授業に関連する書籍の紹介、年鑑・百科事典・図鑑の調べ方指導 <p>○研修会内容 年4回 <4月・8月・12月・3月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書の業務 ・図書館の環境整備 ・学校図書館システムの操作方法 ・外部講師による講義・演習 <p>○児童生徒の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間平均読書冊数 小学校 19.2冊(19.8冊) 中学校 5.3冊(5.3冊) ・不読率 小学校 0.2%(0.3%) 中学校 3.7%(1.2%) 				
決算額 36,411千円(33,254千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
司書と教員(図書館主任)が一緒に参加する研修会を2回設定し、学校図書館システムの操作方法等について共通理解を図ったことで、図書館主任との連携が深まり、より円滑な図書館運営が行えるようになりました。				
実績評価				
継続的に派遣司書を全小中学校に配置することにより、全国的に読書離れの傾向にある中、小学校中学校ともに年間平均読書冊数の維持ができました。				
妥当性	児童生徒が足を運びたくなる図書館環境の整備や、手にしたくなる図書選定を派遣された司書が行うことにより、児童生徒の図書館利用の促進に繋がります。			
有効性	派遣司書が図書館利用の仕方を学ぶ授業や、年鑑・百科事典の使い方などの授業に関わることで、児童生徒の情報収集・選択・活用能力の育成に繋がります。			
効率性	派遣司書と図書館主任との連携により業務の分担ができ、また、学校図書館システムによる利用状況の把握や蔵書管理、各種データ処理等により、図書館の効率的な運営に繋がります。			
今後の課題・取組みの方針				
児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で、「学習・情報センター」としての学校図書館の役割がますます重要になるため、学校図書館の機能を高め、より魅力的なものにしていく必要があります。また、デジタル化が進み読書習慣が変化する中、児童生徒の読書活動の推進に繋げていくため、派遣司書の力量向上に資する研修の充実を図っていきます。				
評価員評価				
司書が図書館の環境整備を充実させ、児童生徒の読書活動や学習活動の支援を推進していくことは、読書に対する関心や意欲を高め、図書館の利用を一層促進するために重要である。年間平均読書冊数の向上や不読率の減少に引き続き取り組むとともに、ICT機器を活用するなど、児童生徒がより利用しやすい図書館づくりに努め、図書館が学習・探求活動の中核としての機能を果たし、児童生徒の生涯にわたる学びの基礎を培うことに資するよう努めていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 25 学校教育施設を整備します」

No.	事業名	課名		
8	学校施設環境改善事業（共同調理場分）	学校給食課		
事業の目的				
老朽化した学校給食共同調理場を更新するため「(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営計画」を基に、施設の特性に配慮した教育環境の充実を図るとともに、衛生的で安全・安心な学校給食を提供します。				
取組状況（前年度数値）				
<p>○共同調理場〈新增築〉・〈改築〉 ・東浅井給食センター 1場(0場) 2024年6月完成 決算額 2,874,474千円(0円)</p>				
事業の変更点・事務の改善点				
南部学校給食共同調理場、北部学校給食共同調理場とともに、建設後50年近くが経過し、老朽化が著しくなったため、共同調理場の更新を行いました。整備にあたっては、PFI手法を導入しました。				
実績評価				
老朽化した一宮地区の共同調理場を更新する計画のうち、1場目となる東浅井給食センターが完成し、供用開始しました。				
妥当性	食の安全・安心に対する社会的な要請が高まる中、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食を支える調理場の老朽化が著しく進み、新たな調理場の整備が求められています。			
有効性	高度な衛生管理手法及びアレルギー対応専用調理室等を備えた施設の導入により、児童生徒へ安全・安心な学校給食を提供します。			
効率性	学校施設環境改善交付金を有効に活用し、一般財源の縮減に努めています。			
今後の課題・取組みの方針				
2場目以降の新規整備についても、児童生徒数の推移を注視し、必要な提供食数を見定めつつ、建設地の取得、整備運営計画策定、事業手法の検討をしていく必要があります。また、老朽化した調理場を更新・維持するための経費増加が見込まれるため、効率的・効果的な老朽施設の維持管理によりトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。				
評価員評価				
更新計画に基づいた2場目以降の整備を着実に進める必要がある。これは、教育環境の充実に資するとともに、老朽化した施設等の修繕に要する費用の縮減を図る上でも重要である。成長期にある児童生徒の健康の保持増進、そして心身の健全な発達のため、おいしく、より安全で安心な学校給食の提供に努めていただきたい。				

施設整備計画 事後評価シート(個別票)

学校等の名称	整備方針				事業完了 年月日	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
	事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)		
一宮市東浅井給食センター	共同調理場(新增築)	-	S	R4.3～R6.6	R6.6.30	PFI事業としてR4.3契約し、R6.6に完成・引き渡し
	共同調理場(改築)	-	S	R4.3～R6.6	R6.6.30	同 上

- ・事業単位「共同調理場(新增築)」…アレルギー対応専用調理室
- ・事業単位「共同調理場(改築)」…アレルギー対応専用調理室以外の部分
- ・構造区分「S」…鉄骨その他造

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名		
9	学校給食事業	学校給食課		
事業の目的				
栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。				
取組状況（前年度数値）				
<p>一宮地区 47 校は共同調理場方式で、尾西・木曽川地区 14 校は単独校調理場方式で、小中学校の児童生徒に給食を提供しています。</p> <p>給食の調理について、単独校調理場 3 場(起・大徳・黒田小学校)は直営方式で、単独校調理場 11 場、南部学校給食共同調理場、北部学校給食共同調理場及び東浅井給食センターは民間委託しています。</p> <p>アレルギー対応として、食材には、そば・落花生を使用せず、週 1 回程度の割合で、卵・乳・小麦・えび・かに・くるみを含まない献立を提供しています。また、食中毒や伝染病等の発生を未然に防止するよう衛生管理を徹底するとともに、給食食材の放射性物質検査を実施して、安心・安全な食材の提供に努めています。加えて、地産地消を推進し、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる地場産物を活用したおいしい給食の提供にも努めています。</p> <ul style="list-style-type: none">○年間給食回数 191 日(190 日)○年間給食提供数 5,776,514 食(5,848,982 食)○全食品数に占める県産食品数の割合 28.6%(32.1%) <p>決算額 1,367,494 千円(1,218,325 千円)</p>				
事業の変更点・事務の改善点				
東浅井給食センターの供用開始に伴い、共同調理場が 3 場となりました。調理員の退職に伴い、2025 年 4 月から起小学校を民間委託としました。				
実績評価				
東浅井給食センターでは、市内で初めてアレルギー対応食を提供することができました。				
妥当性	児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全な給食を年間通じて提供することは必要です。			
有効性	児童生徒に栄養バランスのとれた、安全・安心な給食を提供するため、栄養教諭を中心に献立作成や給食食材の選定を行うことは、児童生徒の健康の保持増進に繋がります。			
効率性	配達業務はもとより、調理業務等についても大部分を民間に委託するなど、効率化に努めています。			
今後の課題・取組みの方針				
引き続き、調理員の退職に伴う調理業務等の民間委託を進めています。今後も衛生管理を徹底し、食中毒事故の防止に努めています。また、地産地消の前提となる地場産物の安定した仕入れを実現するため、地元生産者団体等と調整を進め、よりよい給食を目指していきます。				
評価員評価				
民間委託やアレルギー対応といった課題がある中、引き続き衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食の提供を維持することを期待する。給食を通じて旬の野菜や新鮮な食材を調理して食べる日本の食文化を大切にするとともに、地産地消の取組を今後も積極的に行い、おいしく温かい給食の提供も継続していただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan① 健やかにいきる「施策2 安心して子育てができる環境をつくります」				
No.	事業名	課名		
10	子育て支援ネットワーク事業	生涯学習課		
事業の目的				
社会の中で孤立しがちな乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりや、交流グループの育成・支援をすることによって、近くに相談相手がない親の育児に対する不安を軽くすることを目指します。				
取組状況（前年度数値）				
<p>「フレッシュママ交流会」、「フレママひろば」、「ステップアップママひろば」、「ぴよぴよらんど」を子育てネットワーカー(家庭教育ボランティア)が企画運営し、親同士が自由に語り合える交流の場を提供するとともに、家庭教育についての情報提供を行う事業を月に1~2回開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フレッシュママ交流会 <対象：第1子の3~11か月の乳児とその母親> 尾西生涯学習センター・木曽川庁舎・千秋公民館 ○フレママひろば <対象：0・1歳児とその親> 宮西公民館・神山公民館など 11か所 ○ステップアップママひろば <対象：2歳以上の未就園児とその親> 丹陽公民館・北方公民館 ○ぴよぴよらんど <対象：乳幼児とその親> 大和公民館・尾西生涯学習センター ○0歳児ママのオンライン交流会 <対象：0歳児とその母親> 参加者は自宅などから参加 総参加者数 2,972組(2,240組) 総開催数 243回(234回) 決算額 914千円(835千円) 				
事業の変更点・事務の改善点				
新型コロナウイルス感染症拡大防止で要申込としていたフレママひろば、ステップアップママひろば、ぴよぴよらんどを申込不要とし、ぴよぴよらんどは開催時間を15分延長しました。休止していた奥公民館でのフレママひろばを再開し、0歳児ママのオンライン交流会を隔月から毎月開催にしました。				
実績評価				
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込制や開催時間縮小などとしていた事業を、子育てネットワーカーと協議を重ね、コロナ禍前のように親同士の交流の場として提供することができました。また、子育てに関する専門的な知識を提供する場を作り、家庭教育を支援することができました。				
妥当性	核家族化や育児に不安な親は増加しており、親同士の交流の場を提供することは、育児不安の軽減に繋がります。			
有効性	子育てネットワークを形成しながら、あわせて子育て経験のある先輩からアドバイスを受けることは、孤立しがちな親にとっての家庭教育支援になります。			
効率性	子育てネットワーカーの協力により十分コスト削減は図られています。また、公民館等の公共施設で開催することにより、会場使用料を負担することなく事業が行えています。			
今後の課題・取組みの方向性				
子育てネットワーカーと連携・協力して、乳幼児を持つ親同士が交流できる場の充実を図っていきます。また、各種事業をより充実したものにするため、家庭教育支援の観点から、親への情報提供に努めています。				
評価員評価				
これらは、乳幼児を持つ保護者の孤立防止に資する重要な取組であり、地域ボランティアとの連携・協力による事業内容の一層の充実を期待する。一方で、各事業の名称に「ママ」と付けることで、子育ての役割が女性に限定されるとの印象を地域・社会に与えかねないため、より多様な保護者の参加を促すためにも、今後はこれらの事業名称について、より中立的で包括的な表現を検討していただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
11	成人講座事業	生涯学習課
事業の目的		
<p>学習意欲の高まりや新たな学習需要が生まれている状況に対応するため、市民の一般教養・知識を高めることを目的として開催します。</p>		
取組状況（前年度数値）		
<p>○成人教養講座 『一宮ゆかりの戦国武将・浅野長政～関ヶ原の戦いを仕組んだ男～』 対象：市内在住・在勤・在学の18歳以上の方 受講者数：延べ55人(延べ59人)</p> <p>○成人教養講座(オンライン) 『家庭やビジネスでも役立つ 実践！交渉学』 対象：18歳以上の方(高校生を除く) 受講者数：21人(51人)</p> <p>○デジタルスキル習得講座(動画編集入門) 『はじめてでも安心 スマホで簡単 動画編集入門』 対象：市内在住・在勤・在学の15歳以上の方(中学生を除く) 受講者数：延べ42人(延べ36人)</p> <p>○デジタルスキル習得講座(スマート教室) 『暮らしを便利に！初心者スマート教室』 対象：市内在住・在勤・在学の15歳以上の方(中学生を除く) 受講者数：延べ42人(延べ44人)</p> <p>決算額 177千円(166千円)</p>		
事業の変更点・事務の改善点		
<p>成人教養講座の対面講座は、歴史をより身近に感じていただけるよう、地元ゆかりの人物を取り上げました。オンライン講座は、自分も相手も幸せにする交渉の方法として、「交渉学」をテーマとして取り上げました。</p>		
実績評価		
<p>成人教養講座の対面講座では、一宮ゆかりの人物を取り上げ、より身近に歴史を学ぶことができました。オンライン講座では、全国から講師を選定できるメリットを活かし、遠方の講師に依頼し、仕事だけではなく、家族・友人との相談でも使える交渉の方法を学ぶことができました。デジタルスキル習得講座では、急速なデジタル化で、電子機器を使いこなせないと感じている受講者に対し、デジタルの便利さや適切に活用する方法を学ぶ機会を提供できました。</p>		
妥当性	市民が知識や教養を高めるために、学習の機会や場の充実が求められており、高いニーズがあります。	
有効性	テーマを厳選して実施することにより、多様化する学習需要への対応を図っています。	
効率性	受講料の徴収や、会場に出向かなくても受講できるオンライン方式の導入などにより、市にとっても受講者にとっても事業の効率化を図っています。	
今後の課題・取組みの方針		
<p>生涯学習課では、全市対象の講座に相応しい興味深いテーマを厳選していきます。また、時代のニーズに合わせ、オンラインでの講座内容は生涯学習課公式YouTubeチャンネルで配信するなど、より多くの市民が各自で都合の良い日、時間帯に学習できる機会の提供にも努めています。</p>		
評価員評価		
<p>市民の一般教養や知識を効果的に高められるよう、市民の関心や社会の動向を踏まえ、質の高い厳選したテーマでの講座の開催と、多忙な市民も参加しやすいよう、時間帯、場所、オンライン活用など、多様な開催方法での実施に努めていただきたい。</p>		

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 28 歴史・文化に親しめる環境を整えます」

No.	事業名	課名		
12	民俗芸能発表会事業	生涯学習課		
事業の目的				
伝統芸能を継続することを目的に、民俗芸能発表会を実施し、市民に発表活動などの機会の場を提供することで、伝統文化の振興を図ります。				
取組状況（前年度数値）				
<p>○一宮民俗芸能連盟</p> <ul style="list-style-type: none">・民俗芸能発表会 1行事(1行事) 延べ参加者数 70人(220人) 延べ観覧者数 100人(250人) <p>決算額 270千円(319千円)</p>				
事業の変更点・事務の改善点				
2024年度は、台風接近により事業の実施が危ぶまれる中、伝統芸能を継続する重要性を鑑み、安全を確保できる団体のみが参加して発表会を開催することで、貴重な発表の機会の提供に努めました。				
実績評価				
一宮民俗芸能連盟に事業を委託することにより、それぞれの団体の特色を生かした発表を行うことができ、民俗芸能の普及を図ることができました。				
妥当性	事業を委託して継続的に行うことは、市民が心豊かな生活を送る上で欠かせないものになっていきます。			
	民俗芸能発表会事業は、普段各自で活動している団体が合同で参加することにより、発表の機会の場を提供するとともに他団体との交流も生まれ、民俗芸能活動の維持・普及に役立っています。			
	民俗芸能に精通し経験豊富な人材を有する団体に委託することにより、効率的に事業が行われ、市民文化の振興に繋がります。			
今後の課題・取組みの方向性				
民俗芸能発表会においては、伝統芸能を維持・継続する貴重な機会となっているため、より参加者の満足を得られるよう内容を整理しながら適切な委託を行います。また、ちらしやポスターのデザインを工夫するなどして、集客に努めます。				
評価員評価				
今後も事業を推進すべきであり、引き続き、市民が伝統芸能に親しみ、参加できるよう、市民のニーズに応える取組を進めることが求められる。また、単なる維持・承継に留まらず、地域に伝わる民俗芸能活動の技術的・芸術的な水準を高めることにも努めていただきたい。				

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 25 学校教育施設を整備します」

No.	事業名	課名		
13	学校施設環境改善事業（小中学校分）	総務課		
事業の目的				
市内小中学校施設の整備を適切に進めるため、「一宮市公立学校等施設整備計画」を策定し、計画的に大規模改修による教育環境の質的な向上を図ります。				
取組状況（前年度数値）				
2024年度 ○大規模改修(空調) ・小学校 0校(5校) ・中学校 0校(4校) ○大規模改修(トイレ) ・小学校 0校(1校) ・中学校 4校(1校)				
決算額 53,529千円(139,607千円)				
事業の変更点・事務の改善点				
従前から取り組んでいた、老朽化が著しい管理諸室(職員室・校長室・保健室)、図書室及びパソコン室等の空調設備の更新が2023年度で完了しましたので、屋内運動場及び武道場のトイレの洋式化率を50%以上とするため、トイレの全面改造又は和式トイレの洋式トイレへの取替に着手しました。				
実績評価				
屋内運動場については、2024年度で全ての小中学校で洋式化率が50%以上となりました。武道場については、2024年度で中学校19校中8校が洋式化率50%以上となりました。				
妥当性	洋式トイレの普及により、ほとんどの家庭で洋式トイレが一般的であり、和式トイレを使用したことがない児童生徒は抵抗感を感じることから、早期にトイレを洋式化することが求められています。			
有効性	和式トイレを洋式トイレに取り替えることで、児童生徒が抵抗なくトイレを利用できる環境が整えられます。			
効率性	学校施設環境改善交付金を有効に活用し、一般財源の縮減に努めています。			
今後の課題・取組みの方針				
武道場のトイレの洋式化率が50%未満の中学校11校について、順次整備を進めています。 空調設備については、老朽化が著しかった設備の更新は完了しましたが、整備できていない特別教室及び災害時に避難所となる屋内運動場への空調設備の導入を検討する必要があります。また、教育環境の質的な向上に加え、老朽化した校舎を更新・維持するための経費増加が見込まれるため、効率的・効果的な老朽施設の再生によりトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。				
評価員評価				
近年の猛暑や異常気象は深刻であり、学校施設における熱中症対策や避難所としての機能充実はいつも重要である。学校施設の環境整備においては、コスト縮減を図りつつも、避難所としての機能確保や多様な利用者の利便性向上の観点から、トイレの洋式化を推進すること、児童生徒の安全と健康を守るために、特別教室及び屋内運動場への空調設備の導入を速やかに完了させることを優先的に進めていただきたい。				

施設整備計画 事後評価シート(個別票)						
学校等の名称	整備方針				事業完了年月日	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
	事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)		
神山小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.9.28	
神山小学校	大規模改造(空調)	屋	R	R4.5～R4.9	R4.9.28	
赤見小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.7～R5.10	R5.11.1	
丹陽南小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.7～R5.10	R5.10.12	
大和西小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.13	
大和西小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.13	
奥小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.11	
萩原小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.13	
末広小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.7～R5.10	R5.9.27	
大和南小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.5～R5.9	R5.10.2	
浅井中小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.7	
開明小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.12	
三条小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.5～R5.9	R5.10.2	
小信中島小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.9.29	
朝日東小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.11	
朝日西小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.11	
大徳小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.13	
黒田小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.6	
木曽川西小学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.7～R5.10	R5.10.5	
木曽川西小学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R5.8～R5.12	R5.12.7	
木曽川東小学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.8～R5.1	R4.12.12	
北部中学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.5～R4.9	R4.10.7	

施設整備計画 事後評価シート(個別票)						
学校等の名称	整備方針				事業完了年月日	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
	事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)		
北部中学校	大規模改造(空調)	屋	R	R4.5～R4.9	R4.10.7	
中部中学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.6～R5.9	R5.10.10	
中部中学校	大規模改造(空調)	屋	R	R5.6～R5.9	R5.10.10	
南部中学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.7～R4.12	R4.12.28	
葉栗中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R6.7～R6.11	R6.11.18	
西成中学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.6～R5.9	R5.10.4	
浅井中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R6.7～R6.11	R6.11.18	
奥中学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.8～R5.1	R4.12.6	
奥中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R6.7～R6.11	R6.11.15	
萩原中学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.6～R5.9	R5.9.28	
千秋中学校	大規模改造(空調)	校	R	R5.6～R5.9	R5.10.4	
尾西第一中学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.9～R5.1	R5.2.1	
尾西第一中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R4.6～R4.10	R4.10.20	
尾西第一中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R6.7～R6.11	R6.11.20	
尾西第二中学校	大規模改造(空調)	校	R	R3.9～R4.2	R4.2.28	
尾西第二中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R5.7～R5.10	R5.10.30	
尾西第三中学校	大規模改造(トイレ)	屋	R	R6.7～R6.11	R6.12.5	
木曽川中学校	大規模改造(空調)	校	R	R4.7～R4.12	R4.12.26	
一宮市木曽川体育館	社会体育施設耐震化	-	-	R3.10～R4.5	R4.6.10	

構造区分 R…鉄筋コンクリート造

網掛けは令和6年度整備

まとめ

学識経験者による評価（外部評価）

各事業については、事業の目的に沿って、適切に評価されており、一定の成果があると考えます。また、評価シートにおける今後の課題や取組の方向性が意欲的に設定されており、各種の事業が向上していくと推察できます。なお、評価シートについては、対前年度だけでなく、前回評価や数値目標に対する進捗状況なども含めて記載するほか、到達目標・成果指標の整理を進めることで、より取組状況が汲み取りやすくなります。

今後も優先度や緊急性を勘案しつつ、目標の達成に向けて効果的かつ効率的に事業を実施すると共に、社会の多様性を尊重する視点も取り入れつつ、これらの事業が市民のニーズを反映した一宮市らしい教育行政をさらに進めるための方策となることを望みます。

III 参考資料

1 一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うため、一宮市教育委員会事務点検評価員（以下「評価員」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 評価員は、教育委員会の管理及び執行する事務について、議会への提出及び公表する際に必要な点検及び評価を行う。

2 評価員が行う点検及び評価は、意見書として教育委員会に提出するものとする。

(評価員の委嘱)

第3条 評価員は、教育に関し学識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する者5名以内とする。

2 評価員の身分は、非常勤の特別職とする。

(任期)

第4条 評価員の任期は、1年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から点検及び評価の議会への提出日及び公表日までとする。

(組織)

第5条 評価員の会議には、評価員の中から代表者を1人置く。

2 代表者は会務を総理する。

(会議)

第6条 評価員の会議は、教育長が招集する。

(評価員の責務)

第7条 評価員は、公正かつ公平に点検及び評価を行わなければならない。

2 評価員は、点検及び評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。

ただし、教育委員会及び評価員の会議が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 評価員の会議の庶務は、教育部総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価員の会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市立小中学校入学式及び卒業式の日について

一宮市立小中学校入学式及び卒業式の日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和7年11月18日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

令和8年度の小学校及び中学校の入学式及び卒業式の日を決定するため、本案を提出します。

別紙案

令和8年度 入学式

小学校 令和8年 4月 8日 (水)

中学校 令和8年 4月 9日 (木)

令和8年度 卒業式

小学校 令和9年 3月 19日 (金)

中学校 令和9年 3月 5日 (金)

令和8年度の日程について

		小学校	中学校
令和 8 年度	辞令伝達式		4月1日（水）
	入学式	4月8日（水）	4月9日（木）
	1学期 始業式	4月9日（木）	4月9日（木）
	1学期 終業式		7月17日（金）
	2学期 終業式		12月23日（水）
	3学期 始業式		1月 7日（木）
	卒業式	3月19日（金）	3月5日（金）
	修了式		3月24日（水）